中会公告第　342　号
平成25年8月30日

公　　告

分任支出負担行為担当官　陸上自衛隊
中央会計隊　契約科長　豊永 圭三

分任支出負担行為担当官 陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長印

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1. 競争入札に付する事項
   (1)　件　　名　：　規約作成プログラム4号
   (2)　数 量 等　：　1式
   (3)　納　　地　：　通信保全監査隊
   (4)　納　　期　：　平成26年3月19日（水）
   (5)　規　　格　：　仕様書のとおり

2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
   次の各項目のすべての条件を満たす者
   (1)　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
   (2)　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
   (3)　平成25・26・27年度、競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」でB等級以上に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
   (4)　契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと（協力者を含む）。

3. 契約条項等を示す場所
   陸上自衛隊　市ヶ谷駐屯地　中央会計隊契約科　事務室

4. 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時
   (1) 入札説明会　：　実施しない
   (2) 入　　札
   　ア　場　　所　：　**中央業務支援隊作戦室（E1棟8F）**
   　イ　日　　時　：　**平成25年9月20日（金）　14時10分　から**

5. 保証金等に関する事項
   (1)　入札保証金　：　免　除
   (2)　契約保証金　：　免　除
   (3)　違　約　金　：　落札者が契約締結に応じない場合は、落札価格の100分の5以上、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収します。

6. 入札方法
   落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、<u>見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい</u>。

7. 入札の無効
   (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
   (2) 入札に関する条項に違反した入札
   (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

8. 契約書の作成
   作成します。

9. 落札の決定方式
   総　額
   総額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をしたものを落札者とします。
   なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

10. その他
   (1) 郵便による入札については 平成25年9月19日（木）17時00分 必着分まで有効とします。
   (2) 電報・電話等による入札は認めません。
   (3) <u>入札に参加する者は、入札日前日までに資格決定通知書の写しを提出して下さい。（FAX可）</u>
   (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出して下さい。
   (5) **市価調査等依頼の場合は協力をお願いします。**
   (6) 本件は、利益制限契約に関する特約条項を適用します。
   (7) 入札に関する事項の問い合わせ先
   　中央会計隊契約科　　（電話　03－3268－3111　内線47566）
   　（FAX　03－5269－5135）　　担当：鮫島

調達要求番号:

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
規約作成プログラム４号		通保監　第３号	
		大臣承認	平成　年　月　日
		作成	平成２５年　８月３０日
		変更	平成　年　月　日
		作成部隊等名	通信保全監査隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する規約作成器ＪＰＳ－Ｗ９－（　）の規約作成プログラム４号（以下，“本プログラム”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１（以下，“一般共仕”という。）の1.2によるほか，次による。

1.2.1　符号変換器　ＧＳ－Ｃ６２３１９５の**表１番号２**に示す，符号変換器ＪＰＳ－Ｗ８－Ｂをいう。

1.2.2　規約設定器Ｂ　ＧＳ－Ｃ６２３１９５の**表２番号２**に示す，規約設定器Ｂをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

GLT－CG－Z０００００１	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
ＧＳ－Ｃ６２３１９５	符号変換器ＪＰＳ－Ｗ８－（　）
ＧＳ－Ｃ６２３１９６	規約作成器ＪＰＳ－Ｗ９－（　）
ＨＳ－Ｘ１６２１５５	規約作成プログラム３号

b)　法令等

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達）

［防経装第3271号（19.3.29）］

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

［防防調第4608号（19.4.27）］

取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）

［陸幕情第175号（19.7.31）］

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）

［防管装第1583号（18.3.6）］

情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）［防管装第6186号（13.8.10）］

c)　その他

規約作成プログラム４号設計・審査関連資料

1.4　附属書

2　製品に関する要求

2.1　設計条件

設計条件は，次による。

a) 本プログラムは，2.3 の改修機能に係わる機能を除くＨＳ－Ｘ１６２１５５のすべての機能が正常に動作するように整合性を図り，設計するものとする。

b) 本プログラムは，ＨＳ－Ｘ１６２１５５の 2.3 に示す機能を追加及び改修し，現在，官側が保有するすべての規約作成器ＪＰＳ－Ｗ９－（　）で，正常に動作するものとする。

c) 本プログラムの改修で，ＧＳ－Ｃ６２３１９５，ＧＳ－Ｃ６２３１９６及び規約設定器Ｂの形状・寸法及び操作要領の変更はないものとする。

2.2　改修対象

改修対象は，ＨＳ－Ｘ１６２１５５規約作成プログラム３号とする。

2.3　改修機能

改修機能（以下，“本改修機能”という。）は，次による。

2.3.1　演算処理機能

規約作成プログラム４号設計・審査関連資料で示された条件を満足する演算処理ができるものとする。

2.3.2　符号データ作成機能

規約作成プログラム４号設計・審査関連資料で示された条件を満足する符号データが作成できるものとする。

2.3.3　符号データ設定機能

a) 規約作成プログラム４号設計・審査関連資料で示された条件を満足する符号データが設定できるものとする。

b) 作成された符号データが規約設定器Ｂによって符号変換器に設定され，正常に動作するものとする。この際，符号変換器及び規約設定器Ｂの動作に影響を及ぼさないものとする。

2.4　納入品の構成

納入品の構成は，**表１**による。

なお，納入品は，ＨＳ－Ｘ１６２１５５及び本機能改修部分を含んだ最新版とし，**表１番号** 1.1 は電子記憶媒体によって，**表１番号** 1.2 及び**表１番号** 1.3 は文書並びに電子記憶媒体によって納入するものとする。

電子記憶媒体の種類及び記憶方式については，官側との調整による。

表１－納入品の構成

番号	品名	数量[a)]	納入場所
1	規約作成プログラム４号	－	陸上自衛隊 通信保全監査隊
1.1	実行プログラム	１式	
1.2	基本設計書	１部１式	
1.3	取扱説明書	１部１式	
注[a)] 規定の数量と異なる場合は，調達要領指定書による。			

2.5　製品の表示

製品の表示は，一般共仕の 2.3 による。

2.6 開発調整会議

契約の相手方は，開発に関する連絡調整のため，官側が主催する開発調整会議に参加するものとする。

なお，開発調整会議の細部については，**附属書A**による。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等（以下，“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

3.2 試験

契約の相手方は，納入に先立ち，意図しない異常動作を回避するために，5.1.2 の試験実施要領書の基づく試験を，契約の相手方の保全施設において陸上自衛隊通信保全監査隊立会のもと実施するものとする。なお，試験に使用する装置は契約の相手方で準備し，実施するものとする。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は，商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は，一般共仕の 4.2 による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は，次によるほか，5.1.1～5.1.3 についてとりまとめた電子データを作成し，電子記憶媒体によって担当官に１式提出するものとする。

5.1.1 基本設計書

契約の相手方は，契約後速やかに，本改修機能に関わる基本設計書の改訂部分を作成し，陸上自衛隊通信保全監査隊の確認を受けた後，担当官に３部提出するものとする。

5.1.2 試験実施要領書

契約の相手方は，試験実施１か月前までに，次の試験項目が含まれた，本プログラムの試験実施要領書を作成し，陸上自衛隊通信保全監査隊の確認を受けた後，担当官に３部提出するものとする。

a) 本プログラムのウィルスチェック

b) 2.1 及び 2.3 を満足することの確認

5.1.3 試験実施報告書

契約の相手方は，試験実施後速やかに，本プログラムの試験実施報告書を作成し，陸上自衛隊通信保全監査隊の確認を受けた後，担当官に３部提出するものとする。

5.1.4 取扱説明書

取扱説明書は，一般共仕の 7.1a）によって，本改修機能に関わる改訂部分を作成し，陸上自衛隊通信保全監査隊の確認を受けた後，担当官並びに，陸上自衛隊通信保全監査隊に各１式提出するものとする。また，契約の相手方は，改修に伴いＧＳ－Ｃ６２３１９６の取扱説明書に変更があった場合は，変更部分の差し替え分を担当官並びに，陸上自衛隊通信保全監査隊に各１式提出するものとする。

5.2 無償貸付品

無償貸付品は，一般共仕の箇条5によるものとし，表2に示すほか，官側が必要と認めたものについて受けることができる。

表2－無償貸付品

番号	品名	数量	貸付期間	貸付場所	備考
1	規約作成プログラム４号設計・審査関連資料	1部	官側との調整による。	通信保全監査隊（市ヶ谷）	(秘)
2	規約作成プログラム３号	1式	官側との調整による。	通信保全監査隊（市ヶ谷）	(秘)

5.3 秘密保全

秘密の保全は，次による。

a) 契約の相手方は，本プログラムに関する物件，文書などで“秘”，“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは，“秘密保全に関する訓令”，“装備品等の調達に係る秘密等の保全又は保護の確保について（通達)”，“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達)”及び“取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達)”によるものとし，その取扱いには万全の注意を払わなければならない。

b) 契約の相手方は，本契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，それらの部外への利用，公表などを防衛省の許可無く行ってはならない。

5.4 情報の保全

契約の相手方が第三者を従事させる場合などは，“情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達)”に基づき，所要の届出などを実施するものとする。

5.5 官側の支援

契約の相手方は，本契約の履行に当たって，官側が認める場合，次の事項について所要の支援を受けることができる。

a) 官側の保有するデータ，資料などの閲覧に関する事項

b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず，官側の支援が必要な事項

c) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項

d) その他契約履行に必要な事項

5.6 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義は，一般共仕の8.3による。

附属書A
(規定)
開発調整会議

A.1 適用範囲

この附属書は，本プログラムに関する契約において，契約の相手方が仕様書の定めるところによって実施する開発に関する連絡及び調整のため，官側が実施する調整会議について規定する。

A.2 目的

開発調整会議（以下，“会議”という。）の目的は，契約の相手方が仕様書に定めるところによって実施するプログラム改修に必要な細部事項について調整するものである。

A.3 会議の構成及び所掌事項

A.3.1 会議の構成

会議の構成は，議長，議長補佐及び調整委員をもって次を基準として構成する。

A.3.1.1 表A.1のために実施する会議

a) 議長は，陸上自衛隊通信保全監査隊保全隊長とする。

b) 議長補佐は，陸上自衛隊通信保全監査隊保全隊設計班長とする。

c) 調整委員は，次のとおりとする。

1) 官側

1.1) 陸上自衛隊通信保全監査隊保全隊設計班担当者

1.2) 陸上自衛隊通信保全監査隊保全隊審査班担当者

1.3) 陸上自衛隊通信保全監査隊作成処理隊処理班担当者

1.4) その他，議長が指名した者

2) 契約の相手方

官側との調整によって契約の相手方が定めるところによる。

A.3.2 所掌事項

所掌事項は，次による。

a) **議長**

会議の招集及び統括を所掌する。

b) **議長補佐**

議長を補佐し，会議の実施を所掌する。

c) **調整委員**

会議への参加及び所要事項の調整を行う。

A.4 調整内容等

調整項目，実施時期及び実施場所は，**表A.1**を基準とし，**表A.1**以外に官側が必要と認める場合は契約の相手方に通知し会議を実施するものとする。

表A.1－調整会議実施要領（基準）

番号	調整項目	実施時期	実施場所	備考
1	全体計画に関する事項	契約後，速やかに。	通信保全監査隊保全隊会議室	a)

表A.1－調整会議実施要領（基準）（続き）

番号	調整項目	実施時期	実施場所	備考
2	試験実施計画に関する事項	官側との調整による。	通信保全監査隊保全隊会議室	a)
3	製造したプログラムの機能及び動作の確認 納入品の確認に関する事項	官側との調整による。	官側との調整による。	a)
4	その他，議長が示した事項			b)
注記 契約の相手方は，会議終了後速やかに会議議事録を作成し，議長に提出するものとする。 なお，議事録は，各提出書類を官側が確認し，確認結果を明記するものとする。 **注** a) それぞれ１回実施する。 b) 必要の都度実施する。				

入　札　書

平成25年9月20日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊契約科長　豊永 圭三　　殿

下記金額をもって「入札及び契約心得」及び「標準契約書及び請書」の契約条項等を承諾のうえ、提出します。

金　　額	￥　　（消費税抜き）
件　　名	規約作成プログラム4号
規　　格	仕様書のとおり
数 量 等	１式
納　　期	平成26年3月19日
納　　地	通信保全監査隊

住　所
会　社
代　表　　印